

No. _____

建設廃棄物中間処分委託基本契約書

2号様式

排出事業者

中間処分業者

印 紙

建設廃棄物中間処分委託基本契約書

排出事業者（以下「甲」という）と中間処分業者（以下「乙」という）とは、甲の排出する建設廃棄物（建設工事から排出される産業廃棄物または特別管理産業廃棄物、以下「廃棄物」という）の中間処分に関し、「契約内容一覧」及び「建設廃棄物中間処分委託基本契約約款」（以下単に「約款」という）に従い、委託契約を締結する。本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

排出事業者（甲）

住 所

会社名

代表者氏名



中間処分業者（乙）

住 所

会社名

代表者氏名



契約内容一覧

<p>1. 乙の事業範囲 中間処分施設 所在地・許可品目・ 処分方法・処分能力 等</p>	<p>別表①「中間処分施設 許可内容一覧」による *個別具体的には、約款第 4 条により別途発行する指示書・ 注文書による。</p>
<p>2. 排出場所</p>	<p>甲の建設工事現場もしくは事業所等 *個別具体的には、約款第 4 条により別途発行する指示書・ 注文書による。</p>
<p>3. 甲が乙に委託する 廃棄物の種類</p>	<p>乙の許可品目のうち (該当するものに○) 廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず がれき類・汚泥 その他 () 石綿含有産業廃棄物を (含む・含まない) *個別具体的には、約款第 4 条により別途発行する指示書・ 注文書による。</p>
<p>4. 収集運搬業者 許可品目等 積替保管施設</p>	<p>別表②「収集運搬業者一覧」による 別表③「積替保管施設 許可内容一覧」による *個別具体的には、約款第 4 条により別途発行する指示書・ 注文書による。</p>
<p>5. 中間処分後の最終処 分施設 所在地・許可品目・ 処分方法・処分能力 等</p>	<p>別表④-1「最終処分(埋立処分)施設 許可内容一覧」によ る 別表④-2「最終処分(再生等)施設 許可内容一覧」による *個別具体的には、約款第 4 条により別途発行する指示書・ 注文書による。</p>
<p>6. 廃棄物の数量、処分 に係る契約単価等</p>	<p>別表⑤「契約単価等」による *個別具体的には、約款第 4 条により別途発行する指示書・ 注文書による。</p>
<p>7. 契約期間</p>	<p>平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (1年間)とする。</p>

建設廃棄物中間処分委託基本契約約款

(目的)

第1条 この約款は、甲が排出する建設廃棄物（建設工事から排出される産業廃棄物または特別管理産業廃棄物、以下「廃棄物」という）の中間処分（以下「処分」という）について、甲乙間において締結される個々の処分委託契約（以下「個別契約」という）に共通する事項についてあらかじめ定める。

(法の遵守)

第2条 甲及び乙は、処分業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令、行政指導等（以下「法令等」という）を遵守する。

(適用範囲等)

第3条 甲乙間の廃棄物の処分に関する委託契約（以下「本契約」という）は、甲乙間において締結する「建設廃棄物中間処分委託基本契約書」に基づく契約（以下「委託基本契約」という）と、この約款及び個別契約によって一体として構成されるものとし、委託基本契約及びこの約款の規定は、個別契約に別段定めのない限り、全ての個別契約に適用する。

2 個別契約の規定と委託基本契約またはこの約款の規定が抵触するときは、個別契約の規定を優先して適用する。

(個別契約の成立)

第4条 甲は、廃棄物の処分を乙に委託しようとするときは、その都度、排出場所ごとに指示書・注文書を作成し、乙に交付する（甲が乙に対し電子情報により発注することを含む）。指示書・注文書には、委託する廃棄物の種類、数量、排出場所、工事名もしくは事業所名、収集運搬業者、積替保管施設、中間処分施設、中間処分後の最終処分施設、委託金額、支払時期等を記入する。

2 委託内容の詳細については、甲が別に運搬を委託した収集運搬業者（以下「丙」という）を通じて乙に交付する、産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト（【取扱元】建設マニフェスト販売センター、以下「マニフェスト」という）、または電子マニフェスト（【情報処理センター】財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）によるものとする。

3 乙が、指示書・注文書を受領後、3日以内（祝祭日を除く）に異議を留めなかったときは、当該期間の経過をもって、個別契約が成立したものとみなす。

4 乙が前項の期間内に異議を申し出たときは、甲乙協議のうえ、当該個別契約の締結の可否につき決定するものとする。

(乙の事業範囲及び許可証の添付等)

- 第5条 乙の事業範囲、処分場所の所在地、処分方法、処分能力は、「契約内容一覧」(以下「一覧」という)1項に掲げる別表①「中間処分施設 許可内容一覧」のとおりであり、乙は委託基本契約締結時に事業範囲等を証するものとして、甲に許可証の写しを提出する。許可証の写しは委託基本契約に添付しなければならない。
- 2 乙は、許可期限の更新等の許可内容等、前項の内容に変更があったときは、速やかに、変更後の許可証の写し、別表①「中間処分施設 許可内容一覧」を甲に提出し、甲はこれを委託基本契約に添付する。
- 3 乙は、次の事由が生じた場合には、甲に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
- 一 許可にかかる事業を廃止しようとするとき。
- 4 乙は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、甲に対し、事由が発生してから10日以内に法で定められた通知事項を記載した書面をもって、その旨を通知しなければならない。
- 一 事故等
事故等により、事業の用に供する産業廃棄物処理施設(積替え又は保管の場所を含み、運搬車及び運搬船を除く。)が使用することができないことにより、当該施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。
- 二 事業の廃止
産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止したことにより、受託した産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれないこととなったこと。
- 三 産業廃棄物処理施設の休廃止
事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止、又は休止したことにより、受託した産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。
- 四 欠格要件該当
法に定める欠格要件に該当するに至ったこと。
- 五 事業停止命令
法第14条の3の規定に基づく事業停止命令を受けたこと。
- 六 産業廃棄物処理施設の設置許可取消し
法第15条の3第1項の規定に基づく施設設置許可の取消しを受けたこと。
- 七 改善命令等
法に基づく改善命令等を受け、産業廃棄物処理施設を使用することができないことにより、当該施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。

(排出場所、廃棄物の種類、処分施設)

第6条 甲は、乙に、「一覧2項」に掲げる排出場所から排出される廃棄物のうち、「一覧3項」に掲げる種類の廃棄物を、「一覧1項」に掲げる乙の処分施設(別表①「中間処分施設 許可内容一覧」)で処分する業務(以下「本件業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。なお、本件業務における実際の排出場所、廃棄物の種類、処分施設は、個別契約で甲が指示するものとする。

(収集運搬業者)

第7条 乙の処分施設への搬入は、「一覧4項」に掲げる収集運搬業者(別表②「収集運搬業者一覧」)が行う。甲と丙との委託契約において、積替保管を可とする場合、別表③「積替保管施設 許可内容一覧」を経由し、乙の処分施設へ搬入するものとする。なお、本件業務における実際の収集運搬業者、積替保管施設は、個別契約で甲が指示するものとする。

(最終処分)

第8条 乙による中間処分後の廃棄物の最終処分(埋立処分または再生等をいう)を行う最終処分業者の名称、最終処分場所の所在地、処分方法、処分能力は、「一覧5項」に掲げる別表④-1「最終処分(埋立処分)施設 許可内容一覧」または別表④-2「最終処分(再生等)施設 許可内容一覧」のとおりとする。なお、本件業務における実際の最終処分施設は、個別契約で定めるものとする。

- 2 乙は、甲に、中間処分後の最終処分について、最終処分業者の許可証の写し等必要な情報を提供しなければならない。最終処分業者の許可証の写しは、委託基本契約に添付するものとする。
- 3 甲は、前項の許可証、乙と最終処分業者等との間で交わしている委託契約書、マニフェスト(または受領書等)(電子マニフェストを利用する場合においては電子マニフェスト登録情報)により、第1項の内容を確認するものとする。
- 4 乙は、最終処分業者、最終処分業者の許可内容等、第1項、第2項の内容に変更があった場合、速やかに、変更後の許可証の写し、別表④-1「最終処分(埋立処分)施設 許可内容一覧」または別表④-2「最終処分(再生等)施設 許可内容一覧」を甲に提出し、甲はこれを委託基本契約に添付する。

(廃棄物の数量、委託料金の金額及び支払方法)

第9条 甲が乙に処分を委託する廃棄物の予定数量は、「一覧6項」(別表⑤「契約単価等」)に掲げるとおりとする。なお、本件業務における実際の廃棄物の数量は、個別契約ごとに定めるものとする。

- 2 本件業務の委託料金は、「一覧6項」に掲げる処分に係る契約単価等(以下単

に「契約単価」という) (別表⑤「契約単価等」) を基準に算出し、個別契約ごとに定めるものとする。

- 3 甲は、乙より第 13 条に定める完了報告を受け、本件業務が適正に処分されたことを確認した後、乙に委託料金を支払うものとする。
- 4 委託料金の支払時期は、個別契約において定めるものとする。

(適正処理に必要な情報の提供)

第 10 条 甲は、委託する廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、別表⑤「契約単価等」に記載し、乙に通知するものとする。

- 一 廃棄物の発生工程
 - 二 廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - 三 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - 四 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - 五 その他取り扱う際に注意すべき事項
- 2 甲は、契約期間中、前項の情報に変更があった場合、当該廃棄物の引渡しの前に、別表⑤「契約単価等」に記載の方法により、乙にその変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とで予め協議のうえ定めることとする。

(マニフェスト)

第 11 条 甲は、廃棄物を乙の処分施設に搬入する都度、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとにマニフェストに必要事項を記入のうえ、丙を通じてマニフェスト B1 票 (収集運搬業者が 1 社の場合) ・ B2 票 ・ C1 票 ・ C2 票 ・ D 票 ・ E 票を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、前項のマニフェストを丙から受領後、受領確認を記載し、B1 票 (収集運搬業者が 1 社の場合) ・ B2 票を丙に返還する。処分が完了したときは、乙は C1 票 ・ C2 票 ・ D 票に必要事項を記載し、処分完了日から 10 日以内に C2 票を丙に、D 票を甲に送付し、C1 票を 5 年間保存するものとする。
- 3 乙は、当該マニフェストに係る全ての廃棄物の最終処分が終了した報告を確認し、E 票の最終処分を行った場所、最終処分終了日等必要事項を記載のうえ、二次マニフェスト E 票受領から 10 日以内に、E 票を甲に送付する。
- 4 甲は、乙より受領した E 票により最終処分を確認し、マニフェスト A 票、B2 票 (収集運搬業者が 2 社の場合は B1 票、B2 票)、D 票、E 票を 5 年間保存する。
- 5 甲および乙は、電子マニフェストを利用する場合には、情報の登録、報告等法令等に定めるとおり運用するものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、本件業務を第三者に再委託してはならない。ただし、第三者に委託せざるを得ないやむを得ない事由が生じた場合においては、甲の書面による事前の承諾を得て、法令等の定める再委託基準に従い、これを再委託することができる。承諾書の写しは、5年間保存するものとする。

(完了の報告)

第13条 乙は、本件業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出することにより、その業務の完了を報告する。

- 2 マニフェスト D 票・E 票（電子マニフェストを利用する場合には情報処理センターへの処分終了報告）により、前項の業務完了報告書に代えることができる。

(第三者に対する損害の賠償)

第14条 乙は、本件業務を遂行するにあたって、第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担において、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由により生じたものであるときは、甲がこれを負担するものとする。

(業務の調査等)

第15条 甲は、乙の本件業務の処分が法令等の定めに基づいて適正に行われているか否かを確認するため、乙に対して、いつでも本件業務の処分状況に係る報告を求めることができる。

- 2 乙は、前項の請求があったとき、または自ら必要と認めたときは、速やかに、これを甲に報告しなければならない。
- 3 甲は乙に対して、本件業務の状況について、必要と認められる場合は立入調査をすることができる。乙は正当な事由のない限り、甲の立入調査を妨げてはならない。

(内容の変更等)

第16条 甲または乙は、契約単価、契約期間の変更もしくは予定数量の大幅な変動、または法令等の改廃等により必要があるときは、相手方に本契約内容の変更を申し出ることができる。

- 2 前項の申し出があったときは、甲及び乙は、直ちに、本契約の内容の変更につき協議し、再契約等の必要な手続きを行うものとする。

- 3 甲及び乙は、変更内容が軽微であると判断した場合に限り、本契約書の該当部分に追録手続きをとることとする。

(事業内容等の報告)

第 17 条 乙は、毎年決算処理終了時、および甲の求めに応じ直ちに、事業経営内容、調達資材代金および労賃の支払状況、納税状況等について、甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項に加え、商号、代表者・役員他重要な人事、資本金、重要な組織、その他乙の経営体制に重要な事項の異動・変更のある場合、甲に対して直ちにその旨の通知を書面をもって行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 18 条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、本契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。また、担保の用に供してはならない。

(機密保持、個人情報の取扱い)

第 19 条 甲及び乙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の経営上、業務上、技術上その他一切の機密情報に関し、業務遂行のための範囲内でのみに使用するものとし、本契約期間中は勿論、本契約終了後、あるいは解除後においても、第三者に漏洩または業務遂行以外の目的や自己のために使用するなどの不正使用をしてはならない。当該機密情報を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、機密情報の取扱いについて、善良なる管理者の注意義務をもって適切かつ厳重に保管・管理し、機密情報の紛失・漏洩・盗用・改ざん・破壊等の防止に必要なかつ適切な安全管理措置を講じるものとする。

- 3 甲及び乙は、機密情報の漏洩等の事故を知った場合またはその恐れが生じた場合には、速やかに相手方に報告するとともに必要な対応策を協議するものとする。

- 4 甲及び乙は、機密情報の無断の公表、第三者提供、または紛失・漏洩・減失・毀損等により相手方に損害を与えた場合、これを賠償する責を負うものとする。

- 5 乙は、受託業務の一部を第三者に再委託する場合においても、その委託先に対し、前各号を遵守させるとともに、適切な管理・監督を行うものとする。

- 6 乙は、本契約及び受託業務に関連して知り得た甲の施主等の個人情報の取扱いに関し、前各項による他、乙の責に帰すべき事由による紛失・漏洩・減失・毀損等により甲または甲の顧客等に損害が生じた場合、賠償しなければならない。

- 7 甲及び乙は、自らの事業活動において、承諾なく相手方の商号、もしくはブラ

ンドの表示を一切行ってはならない。

(契約期間)

- 第 20 条 本契約の有効期間は、「一覧 7 項」のとおり 1 年とする。ただし、有効期間の 3 ヶ月前までに甲乙いずれかの側からも、書面をもって反対の意思を表示しない限り、自動的に更新されるものとする。なお、以後の期間満了の際も同様とする。
- 2 甲及び乙は、3 ヶ月間の予告期間において、相手方に書面をもって通知することにより、本契約を解約することができる。この場合においては、当該予告期間の経過により、本契約は終了する。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、個別契約完了の日より 1 年間次の個別契約が成立していない場合は、最終発注より 1 年後本契約は終了する。
 - 4 前 3 項のいずれかの場合においても、有効期間中に成立した個別契約について、債務の履行が完了していないときは、当該債務の履行が完了するまで、その限りにおいて本契約は、効力を有するものとする。
 - 5 甲及び乙は、本契約に係る書面を契約終了後から 5 年間保存する。

(契約の解除)

- 第 21 条 甲または乙は、相手方が第 1 号に該当するときは、相当期間において催告のうえ、第 2 号から第 6 号までに該当するときは、何ら通知催告がなくても、本契約の全部または一部を解除することができる。この規定による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。
- 一 本契約に定める各条項のいずれかに違反したとき、または、債務を履行しないとき。
 - 二 振出し、または引き受けた手形または小切手が不渡りになったとき。
 - 三 その財産について競売の申立があったとき、または差押、仮差押、仮処分、もしくは租税公課を滞納して催促を受けたとき。
 - 四 破産、和議、会社整理開始、もしくは会社更生開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。
 - 五 前各号のほか、信用状態が著しく低下したとき。
 - 六 乙が処分業の許可を、取消しその他の事由により失ったとき。
- 2 電子マニフェストを利用する場合、乙は、電子マニフェストにおける「処分終了報告」を行わずに、次の契約を解除することはできないものとする。
- 一 甲との委託基本契約
 - 二 甲との個別契約
 - 三 電子情報処理組織への加入契約
- 3 乙は、甲が第 10 条の規定により提供した情報により、廃棄物の処分を適正に

行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、本契約の変更または解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

(契約解除時の未処理廃棄物の取扱い)

第 22 条 本契約を解除する時点で本契約に基づいて甲が乙に引き渡し、その処分が完了していない廃棄物があるときは、当該廃棄物を乙の責任で処分するものとする。ただし、乙が処分不能の場合は、甲が第三者に委託する等の手段により、これを処分し、その費用を乙に請求できる。

(反社会的勢力の排除)

- 第 23 条 甲および乙は、それぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと、該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したときは、何ら催告を要せず即時本契約を解除することができる。
- 一 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下、「反社会的勢力」という。）の構成員であること。
 - 二 反社会的勢力を、従業員又はこれに準ずるものとして業務に従事させること。
 - 三 反社会的勢力、またはそれらの構成員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - 四 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行うこと。
 - 五 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が、前四号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。
 - 六 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による、以下同じ。）または本契約等の履行のために再委託する第三者が前五号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。
- 2 甲および乙は、相手方の反社会的勢力との関係の有無に関する調査を行う場合、相手方から報告を求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限りこれに応じるものとする。甲または乙が本項に基づく報告に応じない場合、相手方に何ら催告を要せず即時本契約を解除することができる。
- 3 甲および乙は、第 1 項の規定により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができない。
- 4 甲および乙は、相手方が第 1 項各号に違背することにより損害を被ったときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(協 議)

第 24 条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項または本契約の各条項に関する疑義が生じた場合は、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

(専属的管轄裁判所)

第 25 条 甲及び乙は、本契約に関連して、甲乙間に紛争が生じたときは、甲の本店を管轄する地方裁判所を第 1 審における専属的合意管轄裁判所とする。

以 上